

諮問番号：諮問第 223 号

答申番号：答申第 223 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定に基づく保護の変更時期を令和 5 年 3 月 1 日とする令和 5 年 3 月 24 日付け保護変更決定処分及び保護の変更時期を令和 5 年 4 月 1 日とする令和 5 年 3 月 24 日付け保護変更決定処分（以下「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）更新後、有効期限令和 6 年 2 月 29 日を所持している。

令和 5 年 3 月 17 日 10 時 24 分福岡市東福祉事務所の担当者より障害者加算を削除すると通知を受けた。突然のことで愕然。どうして今、勝手に等級を変更出来るのか。手帳は等級を証明しているのではないか。完全に違法である。不服である。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分における処分庁の判断過程に不合理な点はなく、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、障害者加算を削除されたことを不服としていることから、本件各処分

が法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に則って適正に行われているかについて、以下検討する。

(1) 障害者加算の削除について

「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知（以下「課長通知」という。）の2の(1)では、「手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる」ものと定めており、手帳に記載する障害の程度の記載のみで障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとも考えられる。

他方で、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1の第2章の2の(2)のとおり、障害者加算の対象者は、「ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。」とされており、精神障害を有する者が障害者加算の支給を受けるためには、上記の要件に該当する精神の障害を有することが必要である。

これらのことから、処分庁が精神福祉手帳等の認定資料がその者の客観的な障害の程度を適正に反映していない合理的な疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うなどして、その者の客観的な障害の程度に応じた障害者加算を行うことが、保護基準の要請するところであると認められる（大阪地裁平成21年2月25日判決参照・判例地方自治325号33頁）。

本件についてみると、医療機関Aから提出された外来患者調査票には、審査請求人の病状が障害年金に該当するかどうかの記載がなかったことから、処分庁は、令和5年2月28日、審査請求人の障害年金の支給要件に該当する病状であるかについて、医療機関Bに確認を行い、審査請求人の病状は障害年金には非該当の状態である旨記載

された外来患者調査票を受領している。さらに、処分庁は、医療機関Bに電話で、障害年金非該当としている理由の確認も行っている。その上で、同年3月16日、処分庁は、審査請求人の現在の病状から、同月1日から障害者加算の削除を行うことを決定している。

したがって、処分庁は、審査請求人の通院先である医療機関に調査を行うことで、審査請求人の客観的な障害の程度を確認した上で、障害者加算の削除について判断したものであることから、処分庁の判断過程に不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「福岡市東福祉事務所の担当者より障害者加算を削除すると突然、通知を受けた。どうして今、勝手に等級を変更出来るのか。手帳は等級を証明しているのではないか。完全に違法である。」旨を主張している。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の(2)のエの(ウ)の本文では、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている。

処分庁は、令和5年2月28日に審査請求人の病状の程度が軽いため障害年金非該当の状態であることが判明したことから、処分庁が審査請求人の病状を把握した翌月である同年3月から障害者加算を削除したことに不合理な点は認められない。

その他、本件各処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件各審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年9月19日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年10月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護基準別表第1の第2章の2の(2)によれば、障害者加算の対象者は、「ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当す

る障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。」とされており、精神障害を有する者が障害者加算の支給を受けるためには、上記の要件に該当する精神の障害を有することが必要である。

また、課長通知の2の(1)では、障害年金の受給権を有する者以外の場合について「手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる」とされており、さらに同2の(2)では、「障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定する」とされている。

事件記録によれば、以下の事実が認められる。処分庁は、審査請求人の所持する手帳に記載する障害の程度に基づき、その障害の程度を2級と判定し、令和2年1月16日、審査請求人に対し障害者加算を行うこととした。しかし、審査請求人が受診した医療機関Aから提出された外来患者調査票には、審査請求人の病状が障害年金に該当するかどうかの記載がなく、障害年金相当の病状であるか否かは不明であった。そのため、処分庁は、審査請求人に対する障害者加算を継続することの適否を確認するため、令和5年2月3日、審査請求人の定期通院先である医療機関Bに病状調査を行ったところ、同月28日に、審査請求人の病状は障害年金に該当しない旨の回答を得た。そこで処分庁は、同年3月16日、審査請求人の病状が保護基準別表第1第2章の2の(2)のア及び同イに該当していないと判断し、同年3月1日付けで、審査請求人に対する障害者加算を削除した。なお、局長通知第7の2の(2)のエの(ウ)本文では「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと」とされている。

審査請求人は、手帳が等級を証明しているにもかかわらず、今、勝手に等級を変更す

ることは違法である旨を主張しているなのでこの点を検討する。

精神の障害を有する者が保護基準の定める要件に係る加算額の支給を受けるためには、その者が客観的にみて上記要件のいずれかに該当することが必要であり、局長通知及び課長通知等が定める認定基準は、あくまでも、保護の実施機関のための事務処理基準として上記の原則的な判定方法を定めたものにすぎず、これらの認定基準が定める手帳等の認定資料がその者の客観的な障害の程度を適正に反映していない場合には、当該客観的な障害の程度に応じた障害者加算がされるべきであって、これらの認定資料によることはできないというべきである。すなわち、保護の実施機関において、局長通知や課長通知等が定める手帳等の認定資料がその者の客観的な障害の程度を適正に反映していない合理的な疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うなどして、その者の客観的な障害の程度に応じた障害者加算を行うこと（加算の削除を含む。）が、保護基準の要請するところであるというべきである。

本件において、処分庁は、医療機関に対し、審査請求人の客観的な障害の程度について調査を行い、審査請求人の現在の病状は国民年金法施行令別表に定める障害には該当しないことを確認した上で、障害者加算の削除について判断したことが認められ、その判断過程に不合理な点はない。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子